

第3章 参考法令

この章では、酒類販売に関連して、知っておいていただきたい各種法令について説明しています。

各種法令

- 食品表示法
- 日本農林規格等に関する法律
- 食品衛生法
- 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法
- 製造物責任法
- 計量法
- 道路交通法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等
- 道路法
- 労働基準法
- 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
- 特定商取引に関する法律

1 食品表示法

(1) 法律の趣旨等

食品に関する表示は、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関して重要な役割を果たしています。

一方、これまで食品一般を対象とした表示制度が、食品衛生法、旧農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（いわゆる JAS 法）及び健康増進法の3つの法律で定められており、消費者にとって分かりづらい制度となっていました。このため、これらの法律における食品に関する表示の規定を統合して、食品に関する表示について包括的かつ一元的な制度にすることを目的として、食品表示法が平成25年6月に制定され、平成27年4月から施行されています。

食品表示法は、食品全般に適用されますので、酒類も食品表示法の適用を受けることになります。

この食品表示法は、消費者の安全及び自主的かつ合理的な商品選択に必要な情報を提供するとともに、事業者の事業活動に及ぼす影響や事業者間の公正な競争の確保に配慮することを基本理念としています。

具体的な表示ルールは、この法律に基づき定められた「食品表示基準」に定められています。

(2) 食品表示基準

食品表示基準は、加工食品、生鮮食品及び添加物について、一般用と業務用それぞれの表示事項を定めています。酒類は加工食品ですが、消費者に販売される容器包装に入れられた酒類は「一般用加工食品」、それ以外の酒類製造業者間で未納税で取引されているような酒類は「業務用加工食品」になります。

なお、食品表示基準は令和2年4月に施行されましたが、原料原産地名の表示は、令和4年3月末までの間に限り、従前の表示方法が認められていました。したがって、原料原産地名の表示については、同年4月1日以後の表示について適用されることとなります。

(3) 表示義務者

食品表示法では、食品に表示する義務を負うのは、食品関連事業者とされる製造者、加工者、販売者又は輸入者のいずれかとなります。このうち、表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示することとされています。

2 日本農林規格等に関する法律（JAS法）

(1) 酒類における有機等の表示制度

酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）制度下においては、日本農林規格等に関する法律（以下、「JAS法」といいます。）におけるJAS規格に倣った有機酒類の生産行程等の基準を定め、それを満

たす酒類については、民間機関が行う第三者認証がなくても、酒類製造者の判断で容器・包装への有機表示を可能としていました。

しかし、表示基準は、諸外国との有機認証制度の同等性認証の仕組みがなく、海外で日本産酒類に有機表示を行うためには、輸出に取り組む事業者が自ら輸出先国の有機認証を取得する必要があったため、事業者の手続面や金銭面の負担が大きい状況にありました。

そこで、令和3年から農林水産省とともに制度見直しに向けた調整を進め、令和4年5月にJAS法を改正し農林水産省と財務省の共管法令に見直すとともに、令和4年10月1日から有機JAS規格の対象に酒類を追加しました。

これに伴い表示基準は令和4年10月1日に廃止され、3年間の経過措置を経た令和7年10月1日以降は、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示する場合には有機JAS認証を取得し、有機JASマークを付すことが必要となっています（令和7年9月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から引き取った酒類については、引き続き表示基準に基づく表示を行うことができます。）。

※ 酒類における有機等の表示制度については、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/mokuji.htm>) に掲載しています。



(2) 有機JAS制度の概要

有機JASとは、有機食品（農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品）について農林水産大臣（酒類については財務大臣及び農林水産大臣）が定める国家規格です。

有機食品のJASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを貼ることができます。

有機JASマークがない農産物、畜産物、加工食品に、「有機〇〇」「オーガニック〇〇」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。



有機JASマーク

(3) 有機加工食品（有機酒類）

有機加工食品とは、有機農産物や有機畜産物を原材料として、添加物などの化学物質にできるだけ頼らず製造された加工食品のことで、有機JASの原料を95%以上使用しているといった特徴があり、有機酒類はこれに該当します。

(注) 1 有機加工食品の原材料として、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいいます。）を用いて生産されたものは使用できません。

2 有機JASの規格においては、製造に必要不可欠、環境への影響が少ないといった一定の基準を満たす添加物などの資材がリストアップされ、添加物は必

要最小限度のみ使用が認められています。ただし、リストアップされた添加物であっても、組換えDNA技術を利用して生産された添加物は使用できません。

＜酒類における有機の表示例＞

お酒は二十歳になってから (注2)  認証機関名 認証番号 品目 清酒 (注3) 原材料名 (注4) 有機米(国産)、有機米こうじ(国産米) 精米歩合 60% 製造者 △△酒造株式会社 ○○県○○市○ 内容量 360ml アルコール分 15度以上 16度未満 製造年月 令和8年3月	(注3) 有機純米吟醸酒 ○○○ 正宗	【製造等の要件】(注1) (原材料) 有機JAS格付の有機農産物等を95%以上使用 (添加物) 有機加工食品の日本農林規格別表1(令和5年4月1日以後は別表1-2)に定める添加物であって製造に必要な最小限量 (製造工程管理) 有機加工食品の日本農林規格に定める製造の方法
--	---	--

- (注) 1 有機加工食品の日本農林規格(令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号)に定めるところによる。
- 2 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第24号)に定めるところによる。
- 3 酒類に係る有機等の名称の表示は、酒類の品目の表示とは別に、当該酒類の一般的な名称に併せて表示する。
- 4 酒類に係る原材料名の表示は、有機加工食品の日本農林規格第5条の規定に従い、原材料名として表示すべき名称に「有機」等の文字を記載する。また、「転換期間中」の記載についても、同様とする。

＜参考：特色ある原材料の表示例＞

お酒は二十歳になってから 有機米 80%使用 品目 清酒 原材料名 有機米(国産) 米こうじ(国産米) 精米歩合 60% 製造者 ・ ・ ・	純米吟醸酒 ○○○ 正宗
---	-----------------------------------

※ 加工食品については、食品表示基準に基づき、有機農産物等の特色ある原材料を用いて製品を製造した場合、当該原材料が有機である旨を、「有機○○使用」等と表示することができることとされています。

この際、原材料となる有機農産物等の使用割合が100%でない場合は、当該有機原料の使用割合を表示する必要があります。

＜表示基準の経過措置期間中における表示例＞

令和7年9月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から引き取った酒類については、以下の例1又は例2に基づく表示を行うことができます。

例1：有機農産物加工酒類の場合

お酒は二十歳になってから 原材料名 米(国産)、米こうじ(国産米) 精米歩合 60% 製造者 〇〇県〇〇市1-1-1 △△酒造株式会社 内容量 360ml アルコール分 15度以上 16度未満 製造年月 令和7年3月	清酒(有機農産物加工酒類)⁽¹⁾ 有機純米吟醸酒 〇〇 正宗	【製造等の要件】 (原材料) 有機JAS格付の有機農産物等を95%以上使用 (添加物) 製造に必要な最小限量 (製造工程管理) 物理的又は生物の機能を利用した製造の方法による等の一定の条件を満たす 【表示の要件】 (1) 品目表示に併せて「(有機農産物加工酒類)」と表示されていること。
--	--	---

例2：有機農産物等を原材料に使用している場合（有機農産物等の使用表示）

お酒は二十歳になってから 有機米使用⁽³⁾ 原材料名 米(国産)、米こうじ(国産米) 精米歩合 60% 製造者 〇〇県〇〇市1-1-1 △△酒造株式会社 内容量 360ml アルコール分 15度以上 16度未満 製造年月 令和7年3月	清酒(有機農産物80%使用)⁽¹⁾ 純米吟醸酒⁽²⁾ 〇〇 正宗	【製造等の要件】 (原材料) 有機JAS格付の有機農産物等を使用 【表示の要件】 (1) 品目表示に併せて「(有機農産物80%使用)」と表示されていること。 (2) 「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称(純米吟醸酒)又は商品名(〇〇正宗)と一体的でないこと。 (3) 有機農産物等の使用割合が50%以上であるので、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること。
---	---	--

・ 有機農産物等の使用割合が50%未満である場合は、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、20歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないようにする必要があります。

(4) 有機認証制度の同等性

諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制しています。このため、その国、地域の有機認証を受けた産品でなければ「有機」と表示することはできません。

一方、国・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能です。これを「有機同等性」といいます。

日本との間で酒類について有機同等性を承認した国・地域は、令和7年10月1日時点において、カナダ、台湾、EU、英国及び米国です。

3 食品衛生法

(1) 販売等に関する一般的な規制

イ 食品の安全衛生を確保するためには、食品自体が清潔かつ衛生的であることはもちろんのこと、食品の生産から流通、消費に至るすべての過程で、食品に接触する物や食品に対する取扱いが清潔かつ衛生的でなければなりません。そこで、食品衛生法第5条では、食品の「清潔で衛生的」な取扱いを食品営業者に義務付けています。

なお、食品衛生法は食品全般に適用されますので、酒類についても食品衛生法の適用を受けることになります。

ロ 本来、不衛生な食品は廃棄すべきものであり、不衛生な食品を製造し販売することは絶対に行ってははいけません。食品衛生法第6条では、人の健康を損なうおそれがある食品等を規定し、それらの販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含みます。）、製造、輸入、加工等を禁止しています。食品衛生法第6条において販売等が禁止されている食品とは次の4つのものです。

- ① 腐敗したり変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは除かれています。このただし書きには発酵させて製造された、くさや、納豆、みそ、酒などがあります。
- ② 有毒な物質や有害な物質が含まれたり、付着したり、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として、厚生労働大臣が定める場合は除きます。
- ③ 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。細菌性食中毒の原因食品は典型的な例といえます。
- ④ 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

なお、食品営業者が不衛生な食品を販売したり、販売の用に供するため製造、輸入、使用等を行った場合、食品衛生法第59条、第60条及び第61条の規定により、当該食品の廃棄、許可の取消し、営業の禁停止等の行政処分を命じられることがあります。

(2) 事業者の責務

食品衛生法第3条の規定に基づき、食品等事業者は自らの責任においてその食品等の安全性を確保するため、

- ① 食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得
- ② 原材料の安全性の確保及び自主検査の実施
- ③ 仕入元等の記録の作成・保存

等を行うこととされています。

これらの事業者の責務は努力義務であり、直ちに罰則が適用されるものではありませんが、食品の安全確保のために事業者の自主的な取組を求めるものであり、必要に応じて保健所等から指導等が行われます。

4 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

公衆に販売される飲食物（以下「流通食品」といいます。）の製造（採取及び加工を含みます。）、輸入又は販売を業とする者（以下「製造業者等」といいます。）は、流通食品に毒物が故意に混入、添加、塗布されること及び毒物が混入、添加、塗布された飲食物が故意に他の流通食品と混在させられることの防止に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる流通食品への毒物の混入等の防止に関する施策に対して協力することとされています。

また、製造業者等は、その営業に係る流通食品につき、流通食品への毒物の混入等があったことを知ったときは、直ちにその旨を警察官等に届け出なければならないこととされています。

5 製造物責任法

(1) 法律の趣旨等

イ 製品関連事故における被害者の円滑かつ適切な救済という観点から、損害賠償に関するルールを民法一般原則である「過失」責任から「欠陥」責任に転換することにより、被害者の立証負担を軽減することを目的として製造物責任法が制定されました。

（注）製造物責任法は、故意又は過失を責任要件とする不法行為（民法第709条）の特則として、欠陥を責任要件とする損害賠償責任を規定したものです。

ロ 製品の欠陥に起因する事故が発生した場合の被害救済については、同法により、製造者等が自ら製造、加工、輸入し、又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥によって、人の生命、身体又は財産に被害が生じたときは、原則として、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるものとされています。

ハ 一般に製造物の欠陥は、その発生過程に応じて、①製造上の欠陥、②設計上の欠陥、③指示・警告表示上の欠陥、の三類型に分類されることから、製品そのものの

欠陥だけでなく、酒類の容器・包装に適切な指示・警告表示をしなかった場合にも製造物責任法上の賠償責任が問われる場合があります。

(2) 酒類の指示・警告表示の在り方

酒類の指示・警告表示の在り方については、「酒類の指示・警告表示の在り方について（中間報告）」（平成7年6月中央酒類審議会表示部会）において、基本的考え方及び記載事項について次のように提言されています。

（注）中央酒類審議会は国税庁に設置されていたものであり、他の審議会とともに、平成13年に国税審議会に統合されています。

イ 基本的考え方

酒類は致酔性を有する飲料であり、飲酒についての通常の危険を指示・警告表示していないからといって、必ずしも製造物責任法上の指示・警告上の欠陥に該当するとは限りません。

しかし、酒類の指示・警告表示が欠陥に該当し、これにより人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、過失の有無にかかわらず、酒類製造業者等はこれにより生じた損害を賠償する責任を負うことになります。

（注）「飲酒についての通常の危険」の指示・警告の例：過度の飲酒は健康上問題がある旨、依存性がある旨、一時大量摂取により急性アルコール中毒になる旨等

ロ 指示・警告表示をした方が望ましい記載事項

(イ) 酒類であることの表示

清涼飲料と見間違ふ絵・図柄等がデザインされた酒類については、酒類の容器の前面に当該商品が「酒」であることを大きく、見やすく表示するとともに、子供にも理解しやすいように漢字にはふりがなを付す等の工夫をすることが望ましい。また、アルコール分の表示については、文字を大きく、かつ、容器の前面に表示することが望ましい。

(ロ) 20歳未満の者の飲酒防止のための表示

「20歳未満の者の飲酒は禁じられています。」、「お酒は20歳になってから」等の表示を、業務用等の特殊容器を除く容器に表示することが望ましい。

（注）「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準を定める件」（令和元年国税庁告示第6号）により、平成9年7月以降、酒類の容器及び包装には、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています」、「お酒は20歳になってから」等の表示をすることとされています。

(ハ) その他の表示

- お燗機能付きの酒類については、お燗の仕方等の注意事項を文章で表示するとともに、分かりやすく図解により説明することが望ましい。
- 電子レンジ等でお燗をすることが想定される酒類については、キャップをはずしてからお燗する等その取扱いについて表示することが望ましい。
- 品質保存のため冷蔵保存することが必要な酒類については、「要冷蔵」等の保存方法を表示することが望ましい。
- スパークリングワイン等の高圧の炭酸ガス入りの酒類については、開栓時の注意事項を表示することが望ましい。

- 1.8L びんの二重王冠の酒類については、開封時の注意事項を表示することが望ましい。

《参考》製造物責任法の制定後、初めて製造物責任を肯定した裁判例

名古屋地裁（平成 11 年 6 月 30 日）

Xは、Yが経営するファースト・フード店でハンバーガー、フライド・ポテト、オレンジジュースを購入し飲食したが、オレンジジュースを飲んだ後吐血した。Xは、オレンジジュースに異物が混入しており、この異物によって負傷したと主張したものである。

この事例における判決は、オレンジジュースの製造工程、販売、飲食の経過を詳細に認定した上で、「オレンジジュースに異物が混入する可能性は否定できない」とし、「オレンジジュースが通常有すべき安全性を欠いていたことから、オレンジジュースには製造物責任法上の「欠陥」があると認められる」と判断し、Yに慰謝料等の支払いを命じた。

6 計量法

(1) 特定商品の計量

酒類ほか政令で指定されている 29 品目（「特定商品」といいます。）の販売業者は、物象の状態の量（以下「特定物象量」といい、特定商品ごとに政令で定められています。酒類の場合は体積。）を法定計量単位（酒類の場合はリットル又はミリリットル）で示して販売するときは、政令で定める誤差（「量目公差」といいます。）を超えないように計量しなければならないとされています。

（参考）政令で定める誤差

表 示 量	誤 差
5 ミリリットル以上 50 ミリリットル以下	4 パーセント
50 ミリリットルを超え 100 ミリリットル以下	2 ミリリットル
100 ミリリットルを超え 500 ミリリットル以下	2 パーセント
500 ミリリットルを超え 1 リットル以下	10 ミリリットル
1 リットルを超え 25 リットル以下	1 パーセント

（注）酒類については、5 ミリリットルから 5 リットルまでの範囲内で量目公差が適用されます。

(2) 密封をした特定商品に係る特定物象量の表記

酒類ほか政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品を密封するときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならないこととされています。

（注）密封するとは、容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ量を増加、又は減少することができないようにすることをいいます。いわゆるラップ包装では、皿をストレッチフィルム等で覆い、フィルム自体又はフィルムと皿とが融着しているもの又は包装する者が特別に作成したテープで止めているものをいいます。

(3) 輸入した特定商品に係る特定物象量の表記

酒類のほか政令で定める特定商品の輸入事業者は、密封をされた特定商品を輸入して販売するときは、量目公差を超えないように計量をされた特定物象量が経済産業省令で定めるところにより、その容器又は包装に表記されたものを販売しなければならない

ないこととされています。

(4) 勧告等

(1)から(3)の規定が遵守されないため、その特定商品を購入する者に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、都道府県知事又は特定市町村の長は、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができ、その勧告に従わない場合には、その旨を公表することができるとされています。更に、その勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ、違反した者は 50 万円以下の罰金刑に処せられます。

(5) 特定計量器の定期検査

検定証印や基準適合証印のついた正確なはかりも、使用しているうちに誤差が生じる場合があります。

そこで、商店などで取引又は証明に使用されているはかりは、2年に1度、定期検査を受けることが義務付けられています。

この定期検査は、主に都道府県、特定市等が行いますが、国家資格をもった計量士も行っています。

定期検査に合格したはかりには合格した年月が表示された「定期検査済証印」が貼られます。この証印（ステッカー）が貼られていないはかりや定期検査に合格した年月から2年が経過したはかりは、取引又は証明に使用できません。

定期検査を受けないで、はかりを取引又は証明に使用した場合には、50 万円以下の罰金に処せられます。

7 道路交通法

(1) 酒気を帯びて車両等を運転することは道路交通法で禁止されています。

(注) 1 身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有している状態で車両等を運転した場合には、酒気帯び運転として処罰されます。

道路交通法施行令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとなっています。

2 酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）で車両等を運転した場合には酒酔い運転として処罰されます。

(2) 酒気帯び運転をした者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

また、酒酔い運転をした者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されます。

(3) 酒気を帯びて車両等を運転するおそれのある者に対して酒類を提供すること、飲酒を勧めることは道路交通法で禁じられています。

(注) 飲酒運転同乗者及び酒類提供行為者のうち、運転者が酒気帯びの場合には、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、運転者が酒酔いの場合には、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。また、車両提供者の場合は、運転者が酒気帯びの場合には、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、運転者が酒酔いの場合には、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されます。

(4) 令和6年11月1日より、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して罰則に処されることとなりました。

- ・違反者の場合、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者の場合、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者の場合、2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等

配偶者からの暴力（いわゆるDV＝Domestic Violence）や児童虐待の背景には、成育歴や経済問題等の様々な要素があると指摘されていますが、アルコール問題もその背景因子の一つであると考えられています。

一方、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の規定に基づき、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないことが、国民一般の努力義務として定められています。また、児童虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、「児童虐待の防止等に関する法律」の規定に基づき、速やかに児童相談所等に通告しなければならないことが、国民一般の義務として定められています。

アルコールが配偶者からの暴力や児童虐待に及ぼし得る影響を鑑みて、酒類小売業者においても、日頃から、これらの通報等に対する意識を高めていく必要があります。

9 道路法

商品置場等を継続して道路（道路予定区域を含みます。）に設けようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならないとされています（道路占用許可）。

道路管理者の許可を受けずにこれらの物件を道路上に設けた場合には、道路管理者から除却命令等の監督処分を受け、又は罰せられることがあります。

（注）道路占用許可は、道路の敷地外に余裕がなくやむを得ないものについて、道路の構造や交通への影響の有無等を踏まえて判断されるものとされています。

10 労働基準法

(1) 満18歳に満たない者を深夜業（午後10時から午前5時まで）に従事させることは法律で禁じられています。

(2) この禁止規定に違反した者は、6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処されます。

11 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

この法律では、「すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。」とされています。

12 特定商取引に関する法律（特定商取引法）

酒類を通信販売により販売する場合には、特定商取引法により規制されます。

（注）通信販売とは、例えば新聞や雑誌、テレビ、インターネット上のホームページ（インターネット・オークションサイトを含む。）などによる広告や、ダイレクトメール、チラシ等を見た消費者が、郵便や電話、ファクシミリ、インターネット等で購入の申し込みを行う取引方法をいいます。

（1）広告の表示（法第11条）

通信販売は、隔地者間の取引であり、販売条件等についての情報は、まず広告を通じて提供されます。そのため、広告の記載が不十分であったり、不明確であったりすると、後日トラブルを生ずることになります。そのため特定商取引法は、広告に表示する事項を次のように定めています。

- ① 販売価格（送料についても表示が必要）
- ② 代金（対価）の支払の時期、方法
- ③ 商品の引渡時期
- ④ 申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容
- ⑤ 契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（売買契約に係る返品特約がある場合はその内容を含む。）
- ⑥ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- ⑦ 事業者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名
- ⑧ 事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であって、国内に事務所等を有する場合には、その所在場所及び電話番号
- ⑨ 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容及びその額
- ⑩ 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ⑪ 契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び販売条件
- ⑫ 商品の販売数量の制限等、特別な販売条件があるときには、その内容
- ⑬ 請求によりカタログ等を別途送付する場合、それが有料であるときには、その金額
- ⑭ 電子メールにより商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス

（2）誇大広告等の禁止（法第12条）

特定商取引法は、誇大広告や著しく事実と相違する内容の広告による消費者トラブルを未然に防止するため、表示事項等について、「著しく事実と相違する表示」や「実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示」を禁止しています。

（3）未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止等（法第12条の3、法第12条の4）

消費者があらかじめ承諾しない限り、事業者が電子メール広告を送信することを、原則禁止しています（オプトイン規制）。

この規制は、通信販売事業者（販売業者）のみならず、通信販売電子メール広告受託事業者も対象となります。したがって、当該電子メール広告の提供について、消費者から承諾や請求を受けた場合は、最後に電子メール広告を送信した日から3年間、その承諾や請求があった記録を保存することが必要です。以下のような場合は、規制の対象外となります。

イ 契約の成立、注文確認、発送通知などに付随した広告

契約内容や契約履行に関する通知など、重要な事項を通知するメールの一部に広告が含まれる場合

ロ メルマガに付随した広告

消費者からの請求や承諾を得て送信する電子メールの一部に広告を記載する場合

ハ フリーメール等に付随した広告

インターネット上で、無料でメールアドレスを取得できるサービスで、無料の条件として、利用者がそのアドレスからメールを送ると、当該メールに広告が記載されるものなどの一部に広告を記載する場合

(4) 特定申込みを受ける際の表示（法第12条の6）

事業者（販売業者又はそれらの委託を受けた者）が定める様式等に基づき申込みの意思表示が行われる場面において、消費者が必要な情報につき一覧性をもって確認できるようにするとともに、不当な表示が行われないよう規制しています。

対象となる「特定申込み」には、以下の申込みを行う場合が該当します。

イ 事業者が作成した所定の様式の書面に沿って消費者が注文内容を記入し、通信販売の契約の申込みを行う場合

ロ インターネットを利用した通信販売において、契約の申込みを行う場合

「特定申込み」に該当する通信販売においては、申込書面（上記イの場合）や最終確認画面（上記ロの場合）に、以下の事項を表示するよう定めています。

① 分量

② 販売価格（送料についても表示が必要）

③ 代金（対価）の支払時期、方法

④ 商品の引渡時期

⑤ 申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容

⑥ 契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（売買契約に係る返品特約がある場合はその内容を含む。）

また、契約の申込みとなることを誤認させるような表示や、上記の事項について誤認させるような表示を禁止しています。

(参考) 特定商取引法ガイド ▶ 特定商取引法とは ▶ 通信販売

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/mailorder/>

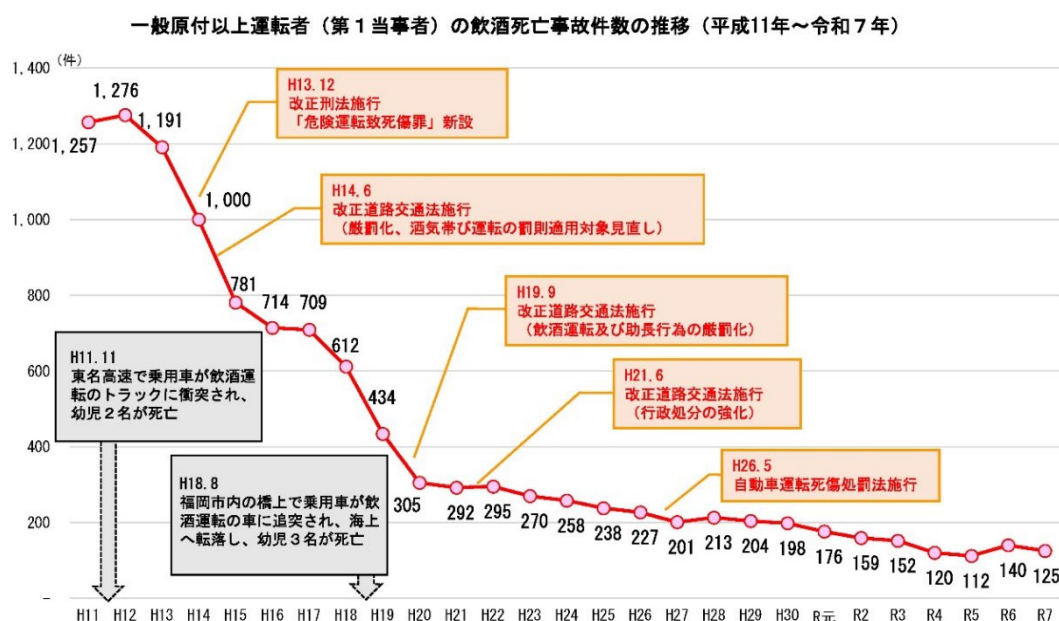
【参考】飲酒運転の根絶に向けて

出典：警察庁ホームページ「みんなで守る『飲酒運転を絶対にしない、させない』」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/info.html>)

飲酒運転による交通事故は、平成 18 年 8 月に福岡県で幼児 3 人が死亡する重大事故が発生するなど大きな社会問題となりました。その後、各方面の取組や、平成 19 年の飲酒運転厳罰化、平成 21 年の行政処分強化などにより、飲酒運転による交通事故は減少傾向にあるものの、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。

飲酒運転による死亡事故件数の推移



注 「飲酒死亡事故」とは、第 1 当事者の飲酒状況が酒酔い、酒気帯び、基準以下、検知不能のいずれかに該当する場合の死亡事故をいう。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

国民の皆さん一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

【行政処分】

酒酔い運転※1

- 基礎点数 35 点
- 免許取消し 欠格期間 3 年※2※3

酒気帯び運転

- 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満
- 基礎点数 13 点
- 免許停止 期間 90 日※2

※1 「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。

※2 前歴及びその他の累積点数がない場合

※3 「欠格期間」とは、運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再度取得することができない期間

- ・ 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上
基礎点数 25 点
免許取消し 欠格期間 2 年※2※3

【罰則】

車両等を運転した者

- ・ 酒酔い運転をした場合
5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
- ・ 酒気帯び運転をした場合
3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

車両等を提供した者

- ・ (運転者が) 酒酔い運転をした場合
5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
- ・ (運転者が) 酒気帯び運転をした場合
3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

酒類を提供した者又は同乗した者

- ・ (運転者が) 酒酔い運転をした場合
3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
- ・ (運転者が) 酒気帯び運転をした場合
2 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金



飲酒運転根絶のリーフレット（表）

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が!

酒酔い運転	酒気帯び運転
行政処分 ・ 基礎点数…35 点 ・ 免許取消し…欠格期間 3 年※2※3	行政処分 ・ 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満 ・ 基礎点数…13 点 ・ 免許停止…期間 90 日※2
罰則 ● 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ● 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ● 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	罰則 ● 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ● 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ● 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

LAW 1 安全運転管理者の選任

道路交通法 74 条の 3 第 1 項に規定する安全運転管理者の選任義務。自動車の使用者は、一定台数以上の自動車の使用の場合（事業用等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

※ 自動車 11 人以上の乗込 1 台、その他の乗込 5 台（普通自動車 1 台、25 台まで可）

LAW 2 罰則の引き上げ

道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務。地方自治体の関係機関等に対する罰則の引き上げは関係機関等に対する。

※ 安全運転管理者の選任・管理には必ずしも罰則が課せられるとは限りません。

LAW 3 アルコールチェックの拡充

道路交通法施行令第 101 条に規定する安全運転管理者の職務。

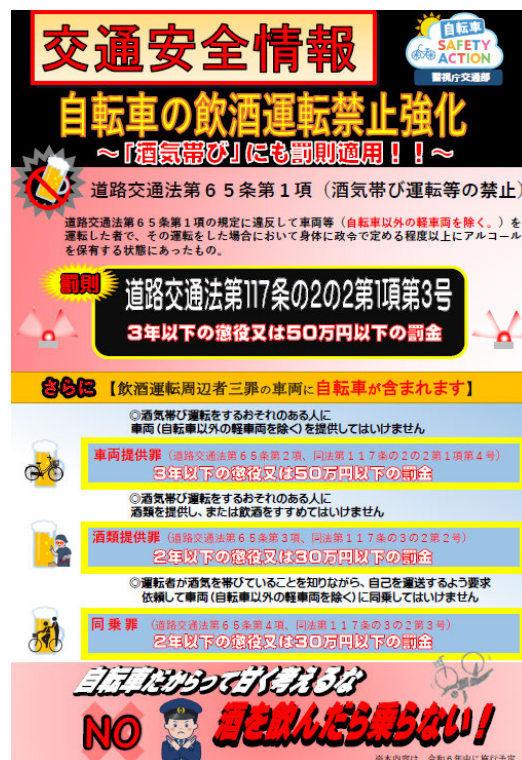
※ 令和 4 年 4 月 1 日施行

- ・ 運転者の運転者の状態を事前に確認することにより、運転者の運転者の状態を確認すること。
- ・ 運転者の状態を確認し、記録し、記録を 1 年間保存すること。

飲酒運転根絶のリーフレット（裏）



自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化



自転車の飲酒運転禁止強化

飲酒運転はなぜ危険か？

アルコールは“少量”でも脳の機能を麻痺させます！

飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為です。

アルコールには麻痺(まひ)作用があり、脳の働きを麻痺させます。一般に「酔う」とは、血中のアルコール濃度が高くなることにより、大脳皮質(理性や判断をつかさどる部分)の活動をコントロールしている大脳下部の「網様体」が麻痺した状態を言います。お酒に酔うと、顔が赤くなる、多弁になる、視力が低下するなどの変化が現れ始め、さらに知覚や運転能力をつかさどる部分が抑制されることにより、同じ話を繰り返したり、足元がふらついたりします。

このように、飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には、「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は交通事故に結びつく危険性を高めます。

また、酒に弱いと言われる人だけではなく、酒に強いと言われる人でも、低濃度のアルコールで運転操作等に影響を及ぼすことが各種調査研究により明らかになっていますので、飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません！

【参考資料】

- ・ 「低濃度のアルコールが運転操作等に与える影響に関する調査研究」

- 「アルコールが運転に与える影響の調査研究の概要」
公益財団法人交通事故総合分析センター

飲酒運転による交通事故の発生状況等

【飲酒運転による交通事故の発生状況（令和7年中）】

令和7年中の飲酒運転による交通事故件数は、2,283件で、前年と比べて減少（前年比-63件、-2.7%）し、そのうち、死亡事故件数は、125件で、前年と比べて減少（前年比-15件、-10.7%）しました。

飲酒運転による死亡事故は、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により大幅に減少してきましたが、平成20年以降は減少幅が縮小しています。

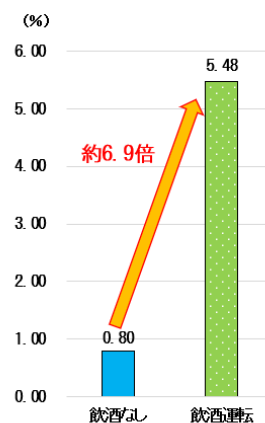
飲酒有無別の死亡事故率（※）を見ると、

- 飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの約6.9倍

と極めて高く、飲酒運転による交通事故は死亡事故につながる危険性が高いことが分かります。

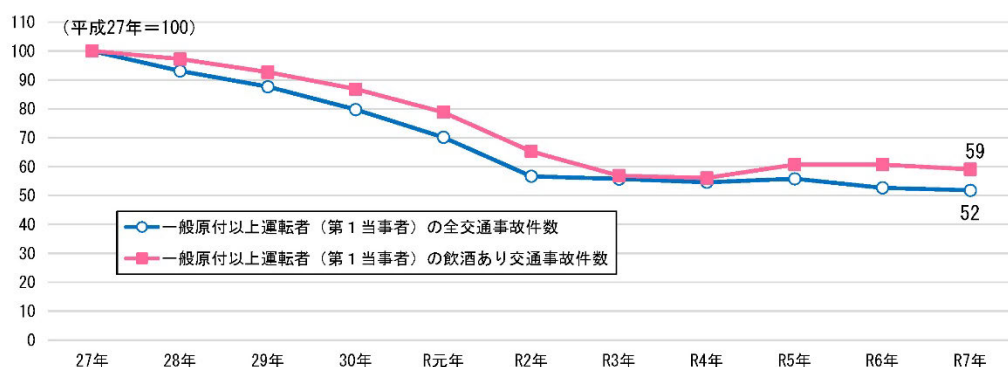
※ 死亡事故率=死亡事故件数÷交通事故件数×100%

死亡事故率比較（令和7年）



飲酒運転による交通事故件数の推移

一般原付以上運転者（第1当事者）の全交通事故件数及び飲酒あり交通事故件数の推移（指数）（平成27～令和7年）



○ 一般原付以上運転者（第1当事者）の飲酒状況別交通事故件数の推移

（各年12月末）

年	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	増減数	増減率	構成率	指数
飲酒															
酒酔い	238	217	195	159	164	207	174	167	224	235	242	7	3.0	0.1	102
酒気帯び(0.25以上)	2,189	2,238	2,085	2,024	1,892	1,488	1,346	1,322	1,453	1,440	1,390	-50	-3.5	0.5	63
酒気帯び(0.25未満)	564	496	510	457	407	307	279	279	255	283	277	-6	-2.1	0.1	49
基準以下	698	643	616	547	439	388	300	262	296	266	265	-1	-0.4	0.1	38
検知不能	175	163	176	168	144	132	99	137	118	122	109	-13	-10.7	0.0	62
計	3,864	3,757	3,582	3,355	3,046	2,522	2,198	2,167	2,346	2,346	2,283	-63	-2.7	0.9	59
飲酒あり構成率	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	-	-	-	114
飲酒なし	505,882	470,715	443,197	403,129	354,484	286,216	281,836	276,059	282,072	266,075	261,782	-4,293	-1.6	99.0	52
調査不能	304	304	310	271	291	257	230	269	274	283	283	0	0.0	0.1	93
合計	510,050	474,776	447,089	406,755	357,821	288,995	284,264	278,495	284,692	268,704	264,348	-4,356	-1.6	100.0	52

注1 増減数（率）は、前年同期と比較した値である。

2 指数は、平成27年を100としたものである。

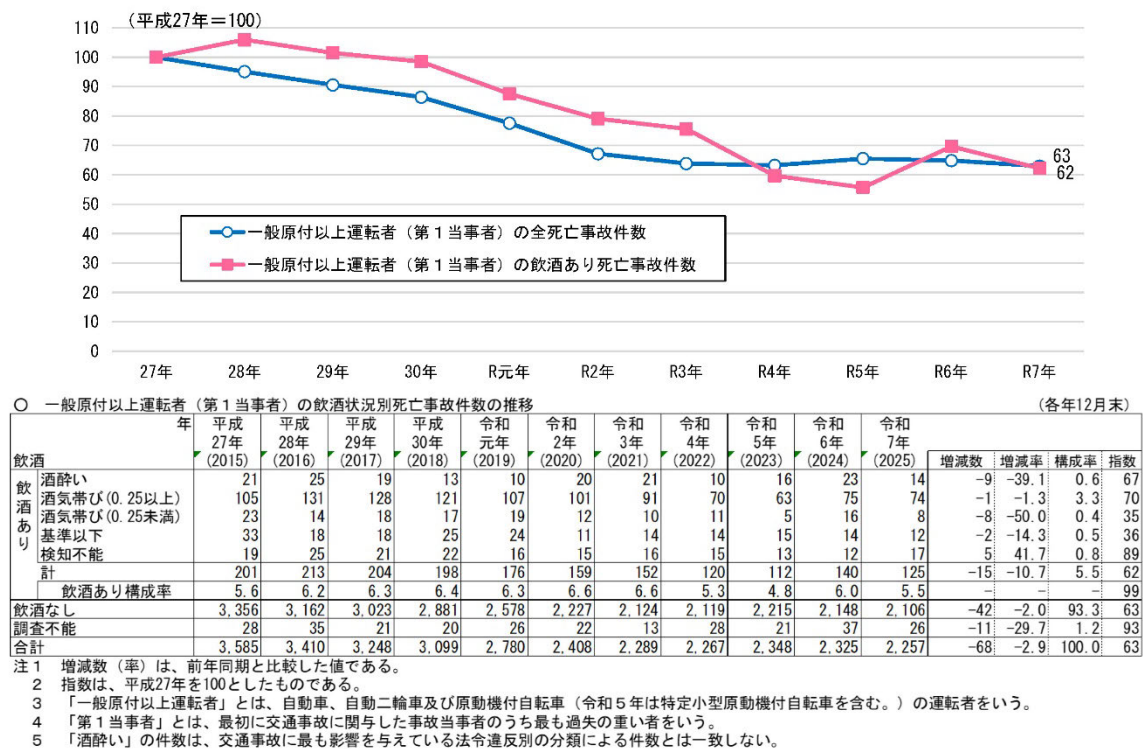
3 「一般原付以上運転者」とは、自動車、自動二輪車及び一般原動機付自転車（令和5年は特定小型原動機付自転車を含む。）の運転者をいう。

4 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。

5 「酒酔い」の件数は、交通事故に最も影響を与えている法令違反別の分類による件数とは一致しない。

飲酒運転による死亡事故件数の推移

一般原付以上運転者（第1当事者）の全死亡事故件数及び飲酒あり死亡事故件数の推移（指数）（平成27～令和7年）



【飲酒運転による死亡事故の特徴等】

飲酒運転による死亡事故の主な特徴は、

- ・ 発生時間は、22時から5時台までで約6割を占める。
- ・ 年齢層別の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、30歳未満の年代で多い。
- ・ 飲酒死亡事故件数は、30歳未満では22時から5時台まで、65歳以上では14時から21時台までに多く発生している。
- ・ 運転者の飲酒状況は、酒酔い又は酒気帯び（呼気0.25mg/l以上）が7割以上を占める。
- ・ アルコールの影響が大きい状況では、影響が小さい状況に比べて、車両単独による死亡事故が多く発生している。
- ・ 単独事故の割合が高い。また、運転者や同乗者が死亡する事故が多いが、2割以上は第三者を死亡させている。

となっています。

飲酒運転した理由は、「出勤のため二日酔いで運転してしまった」、「時間経過により大丈夫だと思った」などですが、翌日に車を運転する予定があれば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心がけることが重要です。

夜遅くまで飲酒した場合、翌朝には体内にアルコールが残っている可能性がありますので、車の運転は控えましょう。

飲酒運転の根絶に向けた取組

警察では、飲酒運転の取締りを強力に行うとともに、飲酒運転の危険性及び交通事故実態について積極的に広報するほか、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育を推進しています。

また、交通ボランティアや交通関係団体、酒類の製造・販売業、酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、（一財）全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を国民に呼び掛けるなど、関係機関・団体等と連携することにより、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない環境づくり」に取り組んでいます。

【ハンドルキーパー運動】

「ハンドルキーパー運動」にご協力下さい！

「ハンドルキーパー運動」とは、「グループが自動車で飲食店などに行き飲酒する場合、グループの中でお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人はお酒を飲まずに、飲食後、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という飲酒運転防止運動です。

運動の推進に協力している飲食店では、ハンドルキーパーに目印となるバッジなどを付けてもらって酒類を出さないような配慮をしたり、ソフトドリンクを無料で提供するなどのサービスを行っている店舗もあります。

本運動の趣旨に賛同し、新たにご協力いただける飲食店等がありましたら、地元の警察署又は地区交通安全協会までご連絡ください。



【関係機関・団体と連携した取組事例】

事例 1

コンビニエンスストアやコインパーキングと連携した飲酒運転防止を呼びかける広報啓発活動（チラシ配布やマグネットの貼付）



【提供：和歌山県警察】



【提供：福岡県警察】

事例 2

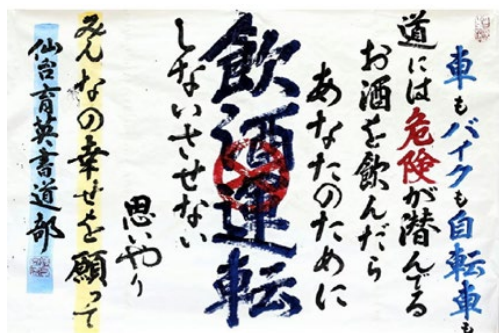
「飲酒運転根絶対策優良事業所」を認定し、従業員に対する安全教育、指導等、各事業所における自主的活動を促進



【提供：沖縄県警察】

事例 3

県内の高校と連携して、同校書道部員が巨大用紙に飲酒運転根絶メッセージを書き上げるライブパフォーマンスを行い、県民に飲酒運転根絶を訴えた



【提供：宮城県警察】

事例 4

「飲酒運転根絶県民大会」の開催による県民の気運の醸成



【提供：宮城県警察】